

# 減免の対象となる「障がいの程度」は？

## 1 減免とは

大阪府では、一定の要件に該当する身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者の方（以下「身体障がい者等」といいます。）が日常生活を営むうえで不可欠な自動車について、自動車税の減免を実施しています。

## 2 障がいの程度

交付を受けておられる手帳等の種類、障がいの区分及び等級等に応じて、以下の表から障がいの程度について、「軽度以外の障がい」か「軽度の障がい」かを確認してください。なお、障がいの程度が「軽度の障がい」に該当する身体障がい者等（18歳未満の場合を除く。）については、自らが所有する自動車を自ら運転する場合のみ減免の対象となります。

### 1 身体障がい者手帳の交付を受けておられる方

身体障がい者手帳の交付を受けておられる方のうち、下表に該当する方が対象となります。

区 分	軽度以外の障がい (重度の障がい)	軽度の障がい
下肢不自由	1級～3級	4級～6級
体幹不自由	1級～3級	5級
上肢不自由	1級～3級	4級～6級
脳原性運動機能障がい	1級～4級	5級・6級
視覚障がい	1級～4級	5級・6級
聴覚障がい	2級～4級	6級
平衡機能障がい	3級	5級
心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい	1級～3級	4級
音声・言語、そしゃく機能の障がい	3級・4級	—

※複数の障がいがある場合は、最寄りの府税事務所又は大阪自動車税事務所（分室）にご確認ください。

### 2 戦傷病者手帳の交付を受けておられる方

戦傷病者手帳の交付を受けておられる方のうち、下表に該当する方が対象となります。

区 分		軽度以外の障がい (重度の障がい)	軽度の障がい
下肢不自由	項 症	特別～3	4～6
	款 症	—	1～3
体幹不自由	項 症	特別～4	5・6
	款 症	—	1～3
上肢不自由	項 症	特別～6	—
	款 症	—	1・2
視覚障がい	項 症	特別～6	—
	款 症	—	1～3
聴覚障がい	項 症	特別～4	5・6
	款 症	—	1
平衡機能障がい	項 症	特別～4	5・6
心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸機能の障がい	項 症	特別～3	4～6
音声・言語、そしゃく機能の障がい	項 症	特別～5	—

※旧として表示のある場合の第7項症は本表の第1款症、旧第1款症は本表の第2款症、旧第2款症は本表の第3款症となります。したがって旧第3款症は該当しませんのでご注意ください。

### 3 療育手帳等の交付を受けておられる方

療育手帳若しくは認定カードの交付を受けておられる方、子ども家庭センター（大阪市にあっては大阪市こども相談センター、堺市にあっては堺市子ども相談所、豊中市にあっては豊中市児童相談所）若しくは障がい者自立相談支援センター（大阪市にあっては大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター、堺市にあっては堺市障害者更生相談所）が発行する知的障がい者の判定を受けたことがわかる証明書のある方又は精神保健指定医の診断書のある方が対象となります。

なお、障がいの程度は等級に関わらず軽度以外の障がい（重度の障がい）として取り扱います。

### 4 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けておられる方

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、その障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める1級※の方で、かつ、自立支援医療受給者証の交付を受けておられる方が対象となります。

なお、障がいの程度は軽度以外の障がい（重度の障がい）として取り扱います。

※ 2級及び3級の方は対象となりません。